長岡第四小学校区地域コミュニティ協議会規約

（名称と事務所の場所）

1. この協議会は、長岡第四小学校区地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、

愛称を設けることができる。

また事務所は、長岡京市友岡1丁目2-4の長岡第四小学校内地域コミュニティセンターに置く。

（協議会の趣旨と目的、実施する事業）

第２条　協議会は、長岡第四小学校区（以下「校区」という。）にかかわる団体や個人が、その活動の発表や報告、情報交換をする場とし、事業を実施する場合は、お互いの活動を妨げることなく、協力してこれに取り組む。

２　協議会は、校区の全ての住民を対象とした事業を行い、地域の繋がりを深めるとともに、校区の課題を地域の総意と力で解決し、地域コミュニティを活性化し、特に、緊急時や災害時には対策本部を設置し、現状の回復、改善に努める。

３　協議会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）　校区の課題を共通理解し、課題解決に向けての協議と事業の実施

（2）　長岡第四小学校を拠点とした趣味やボランティア活動の奨励

（３）　青少年の健全育成と、明るく豊かな地域社会づくり

（4）　校区地域コミュニティ活性化の計画づくり

（組織）

第３条　協議会は、その目的や趣旨に賛同する全ての関係機関、団体及び個人（以下「団体等」という。）で組織する。

2 前項に規定する団体等は、別に定める。

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

（1）　会長　 　　1名

（2）　副会長　　若干名

（3） 会計　 1名

（4） 事務局長　 1名

（5）　幹事　 　若干名

（6） 監査　 2名

２　前項役員の中から長岡京市青少年健全育成推進協議会の校区代表として２名を会長が委任する。

（役員の選出）

第５条　役員の選出については、総会において選出し承認を得て決する。

　（役員の任期）

第６条　役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期の途中で役員を交代する場合は、前任者の残期間を任期とする。

（役員の役割）

第７条　役員の役割は次のとおりとする。

（1）　会長は協議会全体をまとめ、協議会を代表する。

（2）　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その役割を代行する。

（3）　会計は、協議会の経理を行う。

（4）　事務局長は、協議会の運営事務を行う。

（5） 幹事は、協議会の事業が円滑に実施できるように、校区内自治会または各種団体との連絡

調整を行う。

（6）　監査は、協議会の経理事務を監査する。

（総会）

第8条　総会は年に1回開催し、会長が招集する。ただし、必要があれば、会長は臨時に総会を招集することができる。

2　総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

3　総会の議案は、総会に出席した人の過半数の賛成で議決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

4　総会での議決事項は、次のとおりとする。

1. 協議会の事業計画ならびに事業報告に関すること
2. 協議会会計の予算ならびに決算に関すること
3. 役員選出の承認に関すること
4. 規約の改定に関すること
5. 校区地域コミュニティ活性化計画に関すること
6. その他、会長が必要と認めたこと

（幹事会）

第9条　幹事会は、協議会の会長、副会長、会計、事務局長、幹事及び部会長で構成し、必要に応じてその都度会長が招集する。

２　幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

３　幹事会の議案は、幹事会に出席した者の過半数の賛成で議決し、賛成反対が同数のときは、議長が決する。

４　幹事会での審議事項は、次のとおりとする。

（1）　総会での決議事項に関すること

（2）　その他協議会の運営に関すること

（顧問）

第10条　協議会に指導・助言を行うための顧問を置くことができ、会長が選任する。

　（事務局員）

第１１条　協議会の事務を行うために、事務局員を置くことができ、会長が委任する。

2　事務局員の役割は、次のとおりとする。

（1）　協議会の庶務全般のこと

（2）　コミュニティルームの運営事務全般のこと

（3）　その他、会長が必要と認めること

（部会）

第１2条　協議会に、協議会の目的を達成するために、会長が必要と認めた場合、部会を置くことができる。

２　部会は幹事会の役員をもって構成する。但し必要ある場合は、協議会の目的や趣旨に賛同する関係機関、団体や個人に参加要請することができる。

３　部会は、協議会の事業を推進して、地域課題を解決する。

４　部会に、部会長を置き、部会を組織する部員の中から互選する。また、副部会長など、その他必要な役職を置くことができる。

５　部会は、部会長が招集する。

（協議会の会計）

第１3条　協議会の運営に要する経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

２　協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

　（その他）

第１4条　この規約で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

　附則

（施行期日）

１　この規約は、平成２３年　２月２０日から施行する。

２　この規約は、平成２５年　４月　１日から施行する。

協議会規約第3条2項で定める団体等

・友岡区自治会

・調子自治会

・竹の台自治会

・花山自治会

・つつじが丘自治会

・西片泓自治会

・各自治会内諸サークル

・各地区自主防災会

・各地区老人クラブ

・長岡第四小学校

・総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ(ﾌｫｰ遊ｸﾗﾌﾞ)

・地域スポーツ推進部会（旧社体振組織）

・すくすく教室（放課後子ども教室）

・校区学校開放運営協議会

・長岡第四小学校ＰＴＡ

・校区子供会育成連絡協議会及び地区子供会

・民生児童委員

・少年補導委員

・生涯学習推進委員

・廃棄物減量推進委員

・防犯委員

・保護司

・人権擁護委員

・スポーツ少年団

・校区各種スポーツ団体

・各種教育機関（保育所、幼稚園、中学校、高校、大学）

・雇用・能力開発機構（ポリテクセンター）

・医療機関

・介護機関

・女性の会

・ＮＰＯ法人

・各ボランティア団体

・個人

・その他四小校区内で活動する団体等